

障害福祉サービス事業等の定款表記について

平成25年4月、現行の「障害者自立支援法（以下「現行法」という。）」が「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律【**障害者総合支援法**】（以下「新法」という。）」に改正され、また、平成26年4月に、**共同生活介護が共同生活援助に一元化**されました。

これに伴い、定款において**現行法に基づく表記のみが記載されている事業者については、定款変更が必要**となりますのでご注意ください。（社会福祉法人は除く。）

障害福祉サービス事業者としての指定を受ける際には、提出いただく定款及び登記簿謄本（登記事項全部証明書）に、申請に係る事業についての記載が必要です。

下記の例を参考に表記してください。

1. 「障害者支援施設の経営」

障害者支援施設を行う場合

（障害者支援施設）

施設入所支援を行うとともに、施設入所支援以外の施設障害福祉サービス（生活介護、自立訓練、就労移行支援及び就労継続支援B型）を合わせて行う施設

2. 「障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス事業」

以下のサービスを行う場合

居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、療養介護、生活介護、短期入所、重度障害者等包括支援、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型、就労定着支援、自立生活援助及び共同生活援助

※1：上記は、最も事業を広く取り扱える表現としての例です。

※2：事業名を記載しており、他の障害福祉サービス事業を追加指定する場合、**その事業名の記載が別途必要**となりますので、ご注意ください。（下記(例)参考）

(例) 「障害者**総合支援法**に基づく居宅介護事業」のみ記載されていて、行動援護事業の追加指定を受ける場合
→ 「障害者**総合支援法**に基づく居宅介護事業及び行動援護事業」等、記載事項の変更が必要です。

※3：定款上に「障害者総合支援法に基づく**共同生活介護**」または「障害者総合支援法に基づく**共同生活介護及び共同生活援助**」といった表記をされている法人におかれましては、「障害者総合支援法に基づく**共同生活援助**」又は「障害者総合支援法に基づく**障害福祉サービス事業**」といった表記への変更が必要です。

3. 「障害者総合支援法に基づく一般相談支援事業」

一般相談支援事業（地域移行支援・地域定着支援）を行う場合

上記の事業を行う場合は、【別紙1】一般相談支援事業・特定相談支援事業・障害児相談支援事業に係る**定款表記について** をあわせてご参照ください。

4. その他

区市町村が実施主体となっている地域生活支援事業（例：移動支援事業）を行う場合は、各区市町村の指導に従ってください。

社会福祉法人と医療法人における定款表記等の留意事項については、【別紙2】をご参照ください。

一般相談支援事業・特定相談支援事業・障害児相談支援事業
に係る定款表記について

【別紙1】

平成25年4月、現行の「障害者自立支援法（以下「現行法」という。）」が「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律【障害者総合支援法】（以下「新法」という。）」に改正されます。

これに伴い、定款において現行法に基づく表記のみが記載されている事業者については、定款変更が必要となりますのでご注意ください。（社会福祉法人は除く。）

『一般相談支援事業（都指定）』の指定を受ける際には、提出いただく定款及び登記簿謄本（登記事項全部証明書）に、申請に係る事業についての記載が必要です。

下記の記載例を参考に表記してください。

『一般相談支援事業』・・・

（都指定）

（例）「障害者総合支援法に基づく一般相談支援事業」

『特定相談支援事業』または、『障害児相談支援事業』を行う場合、事業所の所在地を管轄する区市町村長の指定を受けることが必要です。

定款表記については、各区市町村の指導に従ってください。（下記は、記載例です。）

『特定相談支援事業』・・・

（区市町村指定）

（例）「障害者総合支援法に基づく特定相談支援事業」

『障害児相談支援事業』・・・

（区市町村指定）

（例）「児童福祉法に基づく障害児相談支援事業」

社会福祉法人と医療法人における定款表記等の留意事項については、【別紙2】をご参照ください。

各種法人格における定款表記例についてご案内いたします。

定款変更手続きの方法等については、下記のお問い合わせ先までご連絡ください。

なお、障害福祉サービス事業に係る定款表記の内容については、各サービスの指定申請窓口までご連絡ください。（【別紙3】参照）

「社会福祉法人」

- （定款表記例）「障害者支援施設の経営」
- 「障害福祉サービス事業の経営」
- 「一般相談支援事業の経営」
- 「特定相談支援事業の経営」
- 「障害児相談支援事業の経営」

<問い合わせ先>

東京都福祉保健局 指導監査部 指導調整課
社会福祉法人担当 Tel：03-5320-4044

「医療法人」

事業名の後に、事業所名と住所の記載が必要です。

- （定款表記例）「障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス事業（事業所名・住所）」
- 「障害者総合支援法に基づく一般相談支援事業（事業所名・住所）」
- 「障害者総合支援法に基づく特定相談支援事業（事業所名・住所）」
- 「児童福祉法に基づく障害児相談支援事業（事業所名・住所）」

<問い合わせ先>

東京都福祉保健局 医療政策部 医療安全課
医療法人担当 Tel：03-5320-4426

「特定非営利活動法人」

<問い合わせ先>

生活文化局 都民生活部 管理法人課
NPO 法人担当 Tel：03-5388-3095

「公益法人」

<問い合わせ先>

生活文化局 都民生活部 管理法人課
公益法人担当 Tel：03-5388-6727

基準・申請書類一式ダウンロード先「東京都障害者サービス情報」

<URL> <http://www.shougai Fukushi.metro.tokyo.jp/>

(書類郵送先) ※指定申請書類の郵送は、受付けておりません。

〒163-8001 東京都新宿区西新宿 2-8-1 都庁第一本庁舎

東京都 福祉保健局 障害者施策推進部 (各サービス所管) 課 (〇〇担当) 宛て

各サービスの窓口一覧 (平成30年度)

【障害者総合支援法関連】

指定障害福祉サービス等	東京都福祉保健局障害者施策推進部	電話番号	FAX
居宅介護・重度訪問介護・同行援護・行動援護	地域生活支援課 在宅支援担当	03-5320-4325	03-5388-1408
自立生活援助	地域生活支援課 在宅支援担当	03-5320-4325	03-5388-1408
重度障害者等包括支援	地域生活支援課 在宅支援担当	03-5320-4325	03-5388-1408
療養介護・生活介護・施設入所支援・自立訓練 (機能・生活)	施設サービス支援課 障害者支援施設担当	03-5320-4156	03-5388-1407
共同生活援助(グループホーム)	地域生活支援課 居住支援担当	03-5320-4151	03-5388-1408
短期入所(ショートステイ)	地域生活支援課 居住支援担当	03-5320-4151	03-5388-1408
就労移行支援、就労継続支援(A型・B型) 就労定着支援	地域生活支援課 就労支援担当	03-5320-4158	03-5388-1408
一般相談支援(地域移行・地域定着)	地域生活支援課 在宅支援担当	03-5320-4325	03-5388-1408

※ 児童福祉法による障害児を対象としたサービスについては、施設サービス支援課 児童福祉施設担当(03-5320-4374)が窓口になります。

※ 特定(計画)相談支援事業は、所在地の区市町村に申請してください。

※ 地域生活支援事業の移動支援事業は、利用者お住まいの区市町村にお問い合わせください。

【関連窓口問い合わせ先】

項目	お問い合わせ先	電話番号	FAX
処遇改善加算に関すること	処遇改善(特別)加算専用ヘルプデスク	03-5320-4230	03-5388-1408
報酬請求に関すること	国保中央会電子請求ヘルプデスク	0570-059-403	0570-059-433
施設整備費補助制度に関すること	施設サービス支援課 生活基盤整備担当	03-5320-4152	03-5388-1407